

議案第 13 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支
援事業に係る費用負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条項ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例の一部
を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例(平成18年羽曳野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(費用負担)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事業を利用する障害者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)に、その費用の一部を負担させることができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>法第77条第5項</u>に規定する事業</p> <p>以下省略</p>	<p>(費用負担)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事業を利用する障害者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)に、その費用の一部を負担させることができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>法第77条第3項</u>に規定する事業</p> <p>以下省略</p>